

◇建築基準法第51条ただし書きの許可について(3号議案)

都市計画区域内では...

卸売市場

と畜場

火葬場

産業廃棄物処理施設

ごみ焼却場

ごみ処理施設

汚物処理場

廃油処理施設

都市の中になくなくてはならない重要な供給処理施設であると同時に
周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれのあるもの

||

原則

都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、
新築し、又は増築してはならない。(都市計画決定)

■都市計画決定をすると...

都市計画事業の認可によって、土地収用などが可能となることから、公共性の高いものであることが必要。
(公益性、広域性、恒久性が低いものは都市計画決定に馴染まない)

例外(ただし書きの許可)

特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が
都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築し、又は
増築することができる。